

# お知らせ一覧

## (公社)青森県シルバー人材センター連合会よりお知らせ

東通村シルバー人材センターでは、会員を募集しています。知識や経験を活かして一緒に働いてみませんか

**募集要件** 原則60歳以上の東通村在住で、健康で働く意欲のある方  
※会員は年会費3,000円です。

**申込受付時間** 8時15分～17時（平日のみ）※前もってお電話でご予約ください。

**持参いただく物** 各種免許・資格証明書  
※入会される場合は【縦3.5cm×横2.0cm】の顔写真、印鑑をご用意ください。  
※当月の作業に応じて、翌月に報酬（配分金）が支給されます。

※雑草等の刈払作業の場合、刈払機は各自持ち込みとなりますのでご了承ください。

### 《申込・お問合せ先》

東通村シルバー人材センター（砂子又字沢内5-32）  
☎0175-34-0640  
(担当:今井、坂本)  
\*青森労働局委託事業:高齢者活躍人材確保育成事業  
(公益社団法人青森県シルバー人材センター連合会)

## 「相続登記申請義務化」・「自筆証書遺言書保管制度」説明会

### 日時

1月22日（木）14時から15時50分まで

**場所** 下北合同庁舎3階会議室（青森地方法務局むつ支局）

（住所：むつ市金谷二丁目6番15号）

**内容** 14時から14時50分まで

「相続登記等の申請義務化について」

15時から15時50分まで

「自筆証書遺言書保管制度について」

### 募集定員・方法

（1）募集定員 先着順16人（事前予約制）

（2）予約方法 1月5日（月）午前9時から当支局窓口または電話（☎0175-23-3202（音声案内3番））で受付します。

### 《お問合せ先》

青森地方法務局むつ支局  
☎0175-23-3202

## 令和7年青森県東方沖を震源とする地震

### による被災者に係る県税の減免等について

令和7年12月8日に発生した青森県東方沖を震源とする地震により、多大の被害を受けられた方々に心からお見舞い申し上げます。

被害を受けられた方々が今後納付すべき県税（個人事業税、不動産取得税及び自動車税（種別割））については、被害の状況に応じ減免する等の措置を執ることとしております。

詳しくは、県税事務所までお問い合わせください。

### 《お問合せ先》

青森県下北県税事務所 納税管理課  
☎0175-22-8581  
内線 210、211

**必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も**  
青森県特定（産業別）最低賃金改定のお知らせ  
令和7年12月21日からの金額は、次のとおりです。

**鉄鋼業時間額** 1,109円（改定前1,045円）

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

時間額1,045円（改定前968円）

百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業

時間額 1,029円（改定前956円）

### 自動車小売業時間額

1,029円（改定前963円）

青森県で働く全ての労働者及び使用者に適用される「青森県最低賃金」は、令和7年11月21日から時間額1,029円に改定されています。

### 《お問合せ先》

「青森働き方改革推進支援センター」  
☎0800-800-1830  
詳しくは、青森労働局ホームページからもご覧になれます。  
<https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/>  
又は最寄りの労働基準監督署

## 女性のための女性司法書士による無料法律相談会（電話・面談）

※秘密厳守ですので、安心してご相談ください。相続等家族間の問題等法律に関するお悩みを抱えた女性のために、女性司法書士が無料で相談に応じます。

**日時** 2月28日（土）10時から15時まで

### 電話相談：相談専用電話

☎017-752-0440（当日のみ）

### 面談相談：先着3名の予約制

予約受付 ☎017-776-8398

### 予約受付期間

2月16日（月）9時～20日（金）17時

※予約受付期間中でも、予約枠が埋まった場合は受付終了となります。

**主催** 青森県司法書士会相談員：女性司法書士電話相談の際の通話料はご負担いただきます。相談は無料ですが具体的な手続きが必要になる場合には、別途費用がかかりますので相談員にご確認ください。

### 《お問合せ先》

青森県司法書士会  
青森市長島3-5-16  
☎017-776-8398

## 不動産取得税（県税）について

不動産取得税とは、土地や家屋を取得したときに一度だけ課税される県の税金です。  
納税通知書が届きましたら、金融機関やコンビニエンスストア、スマートフォンアプリなどで納めてください。

なお、一定の要件を満たす住宅や住宅用土地を取得したときは、税が軽減となる制度があります。詳細についてはお問い合わせください。

### 《お問合せ先》

青森県下北県税事務所課税課  
☎0175-22-8581  
内線208